

2017年2月16日

各位

オリックス株式会社
(コード番号：8591)

自己株式の取得期間延長に関するお知らせ

(会社法第459条1項の規定による定款の定めに基づく取締役会決議による自己株式の取得)

オリックス株式会社は、2016年10月26日開催の取締役会において、会社法第459条1項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得について決議いたしましたが、本日開催の取締役会において、自己株式の取得期間の延長を決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 自己株式の取得期間

2017年5月15日まで延長

<ご参考>

1. 2016年10月26日開催の取締役会における決議内容

- | | |
|------------------|---|
| (1) 取得対象株式の種類 | : 当社普通株式 |
| (2) 取得しうる株式の総数 | : 3,900万株を上限とする
(発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合約2.97%) |
| (3) 株式の取得額の総額 | : 500億円を上限とする |
| (4) 取得することができる期間 | : 2016年10月27日～2017年3月31日 |
| (5) 取得方法 | : 東京証券取引所における市場買付 |

2. 上記取締役会決議に基づき取得した自己株式の累計(2017年1月31日現在)

- | | |
|----------------|------------------|
| (1) 取得した株式の総数 | : 1,691,600株 |
| (2) 株式の取得価額の総額 | : 2,607,765,500円 |

以上

<本件に関するお問い合わせ先>

グループ広報部 橋本・中村・松村 TEL: 03-3435-3167